



目 次	ページ
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
○告示(令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか、くろまぐろ及びぶり)の一部改正(〃))	1
○建築基準法による指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認(会計管理課)	1
公 告	
○地域森林計画の変更の案の縦覧(4件)(森づくり推進課)	1
○建設業法に基づく処分(土木政策課)	2
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令(10・1揭示)	2
◎教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令(〃)	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数(10・3揭示)	6
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	6
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	6
落札公告	
○落札者等の公告(デジタル政策課)	6
○落札者等の公告(警察本部会計課)	6

告 示

高知県告示第603号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和7年10月1日から同年12月31日まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年10月7日から同年12月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和7年10月6日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第603号の3

令和7年3月高知県告示第217号(令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか、くろまぐろ及びぶり))の一部を次のように改正する。

令和7年10月6日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(1)のイ中「2.830トン」を「3.066トン」に改め、2の(1)のウ中「3.969トン」を「4.780トン」に改め、2の(1)のエ中「15.608トン」を「15.698トン」に改め、2の(2)中「7.954トン」を「6.817トン」に改め、2の(3)のイ中「4.301トン」を「4.481トン」に改め、2の(3)のウ中「22.574トン」を「22.394トン」に改める。

3の(1)のイ中「0.485トン」を「0.967トン」に改め、3の(1)のウ中「2.985トン」を「2.503トン」に改め、3の(2)のイ中「9.458トン」を「9.687トン」に改め、3の(2)のウ中「0.996トン」を「0.767トン」に改める。

高知県告示第613号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 指定確認検査機関の名称
公益社団法人高知県建設技術公社
- 変更前及び変更後の指定確認検査機関の住所
(変更前) 高知市塩田町8番1号
(変更後) 高知市大津甲540番1
- 指定(法第77条の18第1項に規定する指定をいう。以下同じ。)の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号及び第

2号に掲げる区分

- 業務区域(法第77条の18第2項に規定する業務区域をいう。)
高知県の全域
- 変更前及び変更後の確認検査(法第77条の18第1項に規定する確認検査をいう。)の業務を行う事務所の所在地
(変更前) 高知市塩田町8番1号
(変更後) 高知市大津甲540番1
- 変更年月日
令和7年10月14日

高知県告示第614号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 河合 祐子
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 宿毛市宿毛5376-2
株式会社高知銀行 宿毛支店
(変更後) 宿毛市宿毛5542-2
株式会社高知銀行 宿毛支店
- 変更承認年月日
令和7年10月8日

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 森林計画区の名 称
安芸森林計画区
- 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ
- 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和7年10月17日から同年11月11日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和7年10月17日から同年11月11日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和7年10月17日から同年11月11日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
令和7年10月17日から同年11月11日まで

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づ

く処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日
令和7年10月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社野町建設
代表取締役 野町 貞美
幡多郡三原村狼内473-2
高知県知事許可（般-7）第10335号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの
(2) 営業の停止の期間
令和7年10月21日から同年11月11日までの22日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社野町建設は、三原村が発注した工事において、建設業法第26条第1項の規定による主任技術者の設置を適切に行っていないかった。
このことは、同法第28条第1項第2号の規定に該当する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第8号

教育委員会事務局

各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日（揭示済）

高知県教育長 今城 純子

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第5号から第11号までを削り、同条第12号中「第16号において「条例」を「別表において「認定こども園条例」に改め、同号を同条第5号とし、同条第13号中「以下この条において「規則」を「以下「認定こども園規則」に改め、同号を同条第6号とし、同条第14号中「規則」を「認定こども園規則」に改め、同号を同条第7号とし、同条第15号中「規則」を「認定こども園規則」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第16号を削り、第17号を第9号とし、第18号から第20号までを8号ずつ繰り上げる。

別表14の(16)の項中「(7)から(15)」を「(8)から(12)まで及び(18)から(21)」に改め、同項を同表14の(22)の項とし、同表14の(15)の項を同表14の(21)の項とし、同表14の(14)の項を同表14の(20)の項とし、同表14の(13)の項中「(12)」を「(18)」に改め、同項を同表14の(19)の項とし、同表14の(12)の項を同表14の(18)の項とし、同項の前に次のように加える。

(13) 一時預かり事業、 病児保育事業又は保育所若しくは認可外保育施設（以下この項において「一時預かり事業等」という。）に係る法第33条の14第1項の規定による被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知に関する事。			○			
(14) 一時預かり事業等に係る法第33条の14第2項の規定による被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の当該通告等に係る事実を確認するための措置に関する事。			○			
(15) 一時預かり事業等に係る法第33条の14第3項の規定による被措置児童等虐待の防止等のために必要な措置に関する事。			○			

(16) 一時預かり事業等に係る法第33条の15第1項の規定による被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告に関すること。			○			
(17) 一時預かり事業等に係る法第33条の16第2項の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表に関すること。			○			
別表14の(11)の項を同表14の(12)の項とし、同表14の(10)の項を同表14の(11)の項とし、同表14の(9)の項中「(10)」を「(11)」に改め、同項を同表14の(10)の項とし、同表14の(8)の項を同表14の(9)の項とし、同表14の(7)の項を同表14の(8)の項とし、同表14の(6)の項の次に次のように加える。						
(7) 法第18条の24第1項の規定による保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関すること。			○			
別表中15の項を16の項とし、14の項を同表15の項とし、同項の前に次のように加える。						
14 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この項において「法」	(1) 法第28条第2項（第82条において準用する場合を含む。以下この項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成		○			

という。）に関する事務	18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条の5第1項の規定による入園児虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知に関すること。					
(2) 法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の5第2項の規定による入園児虐待の通告等を受けた場合の当該通告等に係る事実を確認するための措置に関すること。		○				
(3) 法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の5第3項の規定による入園児虐待の防止等のために必要な措置に関すること。		○				
(4) 法第28条第2項において読み替えて準用する認定			○			

	こども園法第27条の6第1項の規定による入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る専門的な知識を有する者への報告に関すること。					
(5) 法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の7第2項の規定による入園児虐待の状況等の公表に関すること。		○				
別表に次のように加える。						
17 認定こども園法に関する事務	(1) 認定こども園法第3条第6項の規定による認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議に関すること。		○			
	(2) 認定こども園法第8条第1項の規定による認定及び認定の取消しに係る関係機関への協議に関すること。		○			

<p>(3) 認定こども園法第17条第4項の規定による高知市長からの協議に関すること。</p>			○						
<p>(4) 認定こども園法第17条第5項の規定による認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長への協議に関すること。</p>			○						
<p>(5) 認定こども園法第19条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>			○						
<p>(6) 認定こども園法第27条の5第1項の規定による入園児虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知に関すること。</p>			○						
<p>(7) 認定こども園法第27条の5第2項の規定による入</p>		○							
<p>園児虐待の通告等を受けた場合の当該通告等に係る事実を確認するための措置に関すること。</p>									
<p>(8) 認定こども園法第27条の5第3項の規定による入園児虐待の防止等のために必要な措置に関すること。</p>		○							
<p>(9) 認定こども園法第27条の6第1項の規定による入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告に関すること。</p>			○						
<p>(10) 認定こども園法第27条の7第2項の規定による入園児虐待の状況等の公表に関すること。</p>		○							
<p>(11) 認定こども園法第28条及び第29条第4項並びに認定こども園条例第5条第2項（認定こども園規則第9条第2項にお</p>			○						
<p>いて準用する場合を含む。)の規定による情報の提供に関すること。</p>									
<p>(12) 認定こども園法第29条第1項から第3項までの規定による変更の届出等の受理に関すること。</p>			○						
<p>(13) 認定こども園法第30条第1項及び第2項の規定による運営の状況の報告等の受理並びに同条第3項の規定に基づく報告の徴収に関すること。</p>			○						

附 則
この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

高知県教育長訓令第9号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年10月1日（掲示済）

高知県教育長 今城 純子

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育次長の権限に属する事務決裁規程（平成28年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の(12)の項、2の(13)の項及び2の(14)の項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、同表2の(16)の項中「第18条の20の4第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同表2の(17)の項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、同表2の(18)の項を次のように改める。

(18) 放課後児童健全育成事業に関すること。	ア 補助金に係るもの				この事項の決裁は、教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）別表の7に定めるところによるものとし、同表の「決裁権者」欄の「教育長」とあるのは、「教育次長」と読み替えるものとする。
	イ 法第33条の14第1項の規定による被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の所管行政庁への通知に係るもの		○		
	ウ 法第33条の16第2項の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表に係るもの		○		

の						
エ アからウまでに掲げるもの以外のもの		○				

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,365人である。

令和7年10月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、161,367人である。

令和7年10月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年10月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,536人
室戸市・東洋町選挙区	3,976人
安芸市・芸西村選挙区	5,530人
南国市選挙区	12,802人
土佐市選挙区	7,195人
須崎市選挙区	5,417人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,986人
土佐清水市選挙区	3,447人
四万十市選挙区	8,946人
香南市選挙区	9,078人
香美市選挙区	6,991人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,759人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,886人
吾川郡選挙区	7,383人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,435人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,157人

黒潮町選挙区 2,883人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
第3次庁内クラウド整備委託業務（1年保守延長） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年8月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
140,256,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年10月17日

高知県警察本部長 岩田 康弘

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
分析走査電子顕微鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年9月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N X ・ T C リース&ファイナンス株式会社高松営業所 香川県高松市錦町二丁目6-3
- 5 随意契約に係る契約金額  
月額 497,200円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため